

「（仮称）新根岸地区土地利用検討業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「（仮称）新根岸地区土地利用検討業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針等
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 業務実施方針等
 - (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の審査結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|-------------------|
| 委員長 | 都市整備局 企画部 総務担当部長 |
| 副委員長 | 都市整備局 市街地整備部長 |
| 委員 | 都市整備局 企画部 企画課担当課長 |

経済局 ビジネスイノベーション部 企業投資促進課企業誘致・立地担当課長
政策経営・国際戦略局 経営戦略部 経営戦略課担当課長
都市整備局 市街地整備部 基地対策課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を都市整備局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年6月2日から施行する。